

会長	副会長	庶務理事	総務部長	事務局長
次長	課長	係長	担当	受付
				(岡林)



(情シ 3)

令和 2 年 5 月 13 日

都道府県医師会 情報システム担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長島 公之
(公印省略)

電子処方箋の運用ガイドラインの一部改正について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より、標記に関する情報提供および周知方協力依頼がまいりました。

平成 28 年 3 月に策定された「電子処方せん」の運用ガイドラインにつきましても、これまで、平成 28 年 4 月 19 日付「電子処方せん」の運用ガイドラインの策定および『民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について』の一部改正について(広情 10)、平成 30 年 8 月 3 日付「電子処方せん」の運用ガイドラインの改正について(情シ 15)にて、貴会宛て情報提供させていただいておりますが、この度、4 月 30 日付で同ガイドラインの一部改正が行われ、各都道府県知事及び地方厚生(支)局長宛てに通知されたとのことです。

同ガイドラインは、平成 28 年 4 月より処方箋の電磁的記録による作成、交付及び保存が可能となったことを受け、電子処方箋の円滑な運用や地域医療連携の取り組みを進め、そのメリットを早期に国民が享受できるよう策定されたものです。

今回の改正により同ガイドラインは第 2 版となり、第 1 版における「電子処方せん」の表記が、「電子処方箋」に改められております。

主な改正内容としては、「患者のフリーアクセス確保を前提に、これまで必要とされていた紙媒体の電子処方箋引換証の発行を不要としたこと」、「システムの名称記載を、“電子処方せん ASP サーバ” から“電子処方箋管理サービス”に変更したこと」、「行政を含む関係機関が、地域における電子処方箋対応薬局をホームページ等で提示することが望ましいと明記されたこと」が挙げられます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

事務連絡
令和2年4月30日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電子処方箋の運用ガイドラインの一部改正について

標記について、各都道府県知事、地方厚生（支）局長宛て、別添写しのとおり通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者にご周知願います。

薬生発 0430 第 1 号
医政発 0430 第 6 号
保 発 0430 第 12 号

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{地方厚生 (支) 局長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

電子処方箋の運用ガイドラインの一部改正について (通知)

電子処方箋の円滑な運用や地域医療連携の取組を進め、できるだけ早く国民がそのメリットを享受できるよう、「電子処方せん」の運用ガイドライン (平成 28 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 31 号、薬生発 0331 第 11 号、保発 0331 第 27 号、政社発 0331 第 2 号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長、政策統括官 (社会保障担当) 通知別紙 1。以下「ガイドライン」という。) を策定し、その周知を図ってきたところです。

今般、電子処方箋の仕組みにおける電子処方箋引換証の運用の見直し等の検討課題について、有識者から構成される「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」を開催し、その検討結果を踏まえてガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、電子処方箋の運用につきましては、健康・医療・介護情報利活用検討会において、今後の方針について議論を進めているところです。

記

1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、改正後の全文は別添2のとおりとすること。

2 改正の概要

(1) 患者のフリーアクセスを確保することを前提に、紙媒体の電子処方箋引換証の発行を不要としたこと。

(2) 「ASPサーバを用いた方式」の記載を見直し、「電子処方箋管理サービス」を用いる表現としたこと。

(3) 患者が自由に調剤を受ける薬局を選択できるよう、行政を含む関係機関により、あらかじめ患者が利用する地域における電子処方箋に対応した薬局をホームページ等を通して提示しておくことが望ましいことを明記したこと。なお、行政による公表の方法として、薬局機能情報提供制度の活用が考えられるが、その取扱いについては今後示すこととする。

(4) その他所要の改定を行うこと。